

【EU】 デジタル単一市場における著作権指令

海外立法情報課 濱野 恵

* 2019年5月、デジタル著作権指令が公布された。同指令は、義務的な権利制限規定の導入、文化遺産機関による絶版著作物の利用、報道記事のオンライン利用に関する報道出版者への権利付与、ユーザ投稿型プラットフォームにおける著作物の利用等について規定する。

1 背景・経緯

2015年5月、欧州委員会は、デジタル分野のサービスやコンテンツが域内において国境を越え自由に流通・展開される「デジタル単一市場 (Digital Single Market)」を実現するため、「欧州デジタル単一市場戦略」(COM(2015)192 final)を策定した。この中で、欧州委員会は、2015年末までに、加盟国間の著作権制度の差異を縮小し、オンライン上で著作物へのより広いアクセスを可能にする法的措置を講じるとした。2015年12月、同戦略を実現するための具体的な行動を示した「現代的で、より欧州的な著作権枠組みに向けて」(COM(2015)626 final)が公表され、これを受けて、2016年9月、「著作権改革パッケージ」が公表された。

この政策パッケージは、「デジタル単一市場における公正で効率的かつ競争力のある欧州の著作権に基づいた経済の推進」(COM(2016)592 final)と題する政策文書と、デジタル単一市場における著作権指令案 (COM(2016)593 final)を始めとする2つの規則案及び2つの指令案から構成される¹。デジタル単一市場における著作権指令案は、欧州議会及び欧州理事会の審議を経て、2019年5月17日、「デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関して規定し、指令96/9/EC及び2001/29/ECを改正する指令」² (Directive (EU) 2019/790. 以下「デジタル著作権指令」という。)として公布され、同年6月6日に施行された。加盟国は、2021年6月7日までに、指令の内容を国内法化しなければならない。

2 指令の構成

デジタル著作権指令は、全5編32か条から構成される。第1編(第1条、第2条)は指令の目的や対象範囲、用語の定義に関する一般規定、第2編(第3条～第7条)は著作権の例外及び制限規定をデジタル環境及び国境を越える環境に適応させる措置、第3編(第8条～第14条)は利用許諾プロセスの改善と著作物へのより広いアクセスを確保する措置、第4編(第15条～第23条)は著作権が良く機能する市場を実現する措置、第5編(第24条～第32条)は指令の国内法への置換期限や施行日等に関する最終規定を定める。以下では、第1編から第4編までの主な規定を紹介する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年10月9日である。

¹ その他の規則案及び指令案は、視覚障害者等の著作物の利用促進のためのマラケシュ条約に対応するための規則案 (COM(2016)595 final) 及び指令案 (COM(2016)596 final)、テレビやラジオ番組のオンライン送信促進のための規則案 (COM(2016)594 final) である。

² Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC, OJ L130, 2019.5.17. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>> この指令の全訳として、井奈波朋子「デジタル単一市場における著作権指令(翻訳)」『コピライト』700号, 2019.8, pp.79-89 がある。

3 目的及び定義（第1編）

デジタル著作権指令は、著作物のデジタル利用及び国境を越えた利用を特に考慮に入れつつ、域内市場における著作権及び関連する権利に適用される EU 法の更なる調和を実現することを目的とする（第1条）。

この指令において、「研究機関（research organisation）」とは、科学的な研究の実施を主目的とする研究機関（大学、大学図書館、研究所等）をいう（第2条第1項）。「文化遺産施設（cultural heritage institution）」とは、公共図書館、美術館、文書館、映像・音声保存機関をいう（同第3項）。「テキスト・データ・マイニング（text data mining）」とは、デジタル形式のテキストやデータを分析し、パターン、傾向性、相関関係等に関する情報を生み出すための、自動化された分析手法をいう（同第2項）。

「報道出版物（press publication）」とは、媒体を問わず、新聞や雑誌の一部であり、公衆にニュース等を伝達することを目的とした、報道のための出版物をいう（同第4項）。具体的には、日刊紙、週刊誌、ニュース記事を掲載するウェブサイト等が該当する³。

「情報社会サービス（information society service）」とは、指令 2015/1535⁴第1条で規定しており、個別の要求に応じ、遠隔かつ電子的な方法で、有料で提供されるサービスをいう（同第5項）。このようなサービスを提供する情報社会サービスプロバイダとして、具体的には、Google ニュース等のニュース収集サイトが想定されている⁵。

「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ（online content-sharing service provider）」とは、利用者がアップロードした、著作権で保護された大量の著作物等を保管し、公衆がアクセスできるようにする営利目的のサービスの提供者をいう。この指令においては、非営利の百科事典サイト（Wikipedia 等）、学術目的のレポジトリ等は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダとはみなされない（同第6項）。オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダとして、具体的には、YouTube 等のユーザ投稿型プラットフォーム等が想定されている⁶。

4 著作権の例外及び制限規定をデジタル及び国境を越える環境に適応させる措置（第2編）

研究や教育、文化遺産の保存を目的とした著作物の利用に関する権利制限規定は、これまで、加盟国が任意に導入できるものであったが、デジタル著作権指令は、加盟国に対し、研究や教育、文化遺産の保存を目的とした著作物の利用に関する権利制限規定の導入を義務付けた⁷。

研究機関及び文化遺産機関が、適法にアクセス可能な著作物を対象に、研究目的で行うテキスト・データ・マイニングのための著作物の複製・抽出に関しては、著作権の例外の対象とする（第3条）。それ以外の目的で行われるテキスト・データ・マイニングのための著作物の複製・抽出も、著作者が適切な方法で明確に権利を留保していなければ、著作権の例外又は制限の対象とする（第4条）。

³ デジタル著作権指令前文(56)

⁴ Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical regulations and of rules on Information Society services, OJ L241, 2015.9.17. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2015/1535/oj>>

⁵ “Parliament adopts its position on digital copyright rules,” 2018.9.12. European Parliament website <<http://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20180906IPR12103/parliament-adopts-its-position-on-digital-copyright-rules>>

⁶ *ibid.*

⁷ デジタル著作権指令前文(5)

教育機関が、非営利の教育活動における説明資料として著作物をデジタル形式で利用する場合は、著作権の例外又は制限の対象とする（第5条）。また、文化遺産機関が、所蔵する著作物を保存目的で複製する場合には、著作権の例外対象とする（第6条）。

5 利用許諾プロセスの改善と著作物へのより広いアクセスを確保する措置（第3編）

(1) 絶版著作物の利用促進

デジタル著作権指令には、文化遺産機関が所蔵する、通常の商用ルートでは入手できない絶版著作物（out of commerce works）のデジタルアーカイブ公開推進のための規定が設けられた⁸。

加盟国は、絶版著作物を所蔵する文化遺産機関が、著作権者の相当数を代表する集中管理団体（collective management organisation）と利用許諾契約を締結し、非営利目的で複製、頒布、公衆への送信等を行うことができるようにする仕組みを構築する。著作物の種類により、著作権者の相当数を代表するような集中管理団体が存在しない場合には、文化遺産機関が絶版著作物を非商用のウェブサイト上で、可能な場合には著作権者の氏名等を明示して公開することを条件に、絶版著作物の複製や公衆への送信等に関して著作権の例外又は制限対象とする。著作権者は、これらの利用許諾又は権利制限規定から自身の著作物を除外できる（第8条）

(2) 集中許諾制度の促進

デジタル時代においては、より柔軟な利用許諾制度が必要とされている⁹。このため、デジタル著作権指令は、集中管理団体が著作物の利用許諾契約を締結した際、①当該団体に権利を委託していない著作権者の著作物にも当該契約を拡大して適用する仕組み（一般に、「拡大集中許諾（Extended collective licensing: ECL）」と呼ばれる。）、又は、②当該団体に権利を委託していない著作権者をも当該団体が代表するものと推定することができる仕組みを構築することを可能としている（第12条第1項）。

このような仕組みを構築する際には、①集中管理団体が相当数の著作権者を代表すること、②全ての著作権者が平等に取り扱われること、③集中管理団体に権利を委託していない著作権者は、利用許諾契約から自身の著作物を除外できること、④著作物の利用開始前の適切な期間中、集中管理団体による許諾が行われる予定であることや、当該許諾からの除外が可能であること等について、著作権者に伝わるよう公表する（第12条第3項）。

6 著作権が良く機能する市場を実現する措置（第4編）

(1) 報道出版物のオンライン利用に関する報道出版者への権利付与

情報社会サービスプロバイダによる報道出版物のオンラインでの利用に関し、その利用がハイパーリンクや個々の単語、非常に短い抜粋¹⁰のみの場合を除き、当該出版物の発行者である報道出版者に、出版物を複製する権利及び公衆に利用可能にする権利を付与する。したがって、情報社会サービスプロバイダが報道出版物をオンラインで公開する場合には、報道出版者の許

⁸ 生貝直人「著作権保護期間「最終20年条項」+α」『論座』2019.1.17. <<https://webronza.asahi.com/business/articles/2019011500001.html?page=4>>

⁹ デジタル著作権指令前文(46)

¹⁰ 欧州委員会ウェブサイトのQ&Aでは、「スニペット（snippet）」（検索結果一覧でリンクやサイト名の下部等に表示される、ウェブサイトの内容の要約）も、「非常に短い抜粋」に含まれるため、報道出版者の許諾は不要であるとしている。“Frequently Asked Questions on Copyright Reform - 14. With the new rules, will the use of "snippets" be forbidden?” European Commission website <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/faq/frequently-asked-questions-copyright-reform>>

諾を得なければならない。この権利は、個人のユーザによる私的な又は非営利の利用には適用されない。権利の有効期間は、出版物発行の翌年1月1日から2年間とする（第15条）。

(2) ユーザ投稿型プラットフォームにおける著作物の利用

オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダのユーザが、著作権で保護された著作物をアップロードし、当該プロバイダがその著作物に公衆がアクセスできるようにした時点で、当該プロバイダは、著作物を公衆に伝達し、利用可能にする行為を行ったとみなされる。したがって、この場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、利用許諾契約の締結等により、著作権者から著作物の利用の許可を得なければならない（第17条第1項）。

許可を得ていない場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、①許可を得るための最善の努力をし、②高度な業界標準¹¹に従って、著作権者から情報提供があった特定のコンテンツの利用を不可能にするための最善の努力をし、③著作権者から著作権侵害の通知を受けたコンテンツをウェブサイトから削除し、かつ、当該コンテンツの将来的なアップロードを不可能にする最善の努力をしたことを示さない限り、著作権侵害の責任を負う（同第4項）。ただし、設立後3年未満で売上げが1000万ユーロ未満のプロバイダであり、直近1年間の平均月間ユニークビジター¹²数が500万を超える場合には、①及び③を行えば免責され、直近1年間の平均月間ユニークビジター数が500万以下の場合には、①及び③のうちウェブサイトからの削除を行えば免責される（同第6項）。

なお、引用、批評、レビュー、風刺、パロディ又は模倣のための利用については、既存の例外又は除外規定が適用される（同第7項）。また、指令は、いかなる一般的な監視義務も発生させない（同第8項）。

(3) 著作者及び実演家の公正な報酬の確保

加盟国は、著作者及び実演家はその著作物の利用を許諾し又は利用の権利を譲渡した場合には、適切な報酬を確実に受け取ることができるようにしなければならない（第18条）。著作者及び実演家は、利用を許諾し又はその権利を譲渡した者から、利用の方法、全収益、支払われるべき報酬等について、年に1回以上、定期的に報告を受けるものとする（第19条）。著作物利用の収益と比較して、著作者及び実演家に支払われる報酬が不当に低い場合には、著作者及び実演家には、利用を許諾した者に対し、より適切な報酬の支払を求める権利が付与される（第20条）。第19条、第20条に定める規定に関する紛争が生じた場合には、裁判外の紛争解決手続が利用できるようにしなければならない（第21条）。著作物が十分に利用されていない場合には、著作者又は実演家が、利用の許諾又は権利の譲渡を撤回することができるようにしなければならない（第22条）。

参考文献

- ・ Tambiama Madiaga, “Copyright in the digital single market,” *Briefing*, 2019.6. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/593564/EPRS_BRI\(2016\)593564_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/593564/EPRS_BRI(2016)593564_EN.pdf)>
- ・ 生貝直人・曾我部真裕・中川隆太郎「EU新著作権指令の意義」『ジュリスト』1533号, 2019.6, pp.ii-v, 52-62.

¹¹ 「高度な業界水準」を満たしているか否かの査定に当たっては、著作権侵害コンテンツの利用を不可能とするため、勤勉な（diligent）運営者であれば講じるであろうあらゆる手段を講じているかが考慮される。この際、サービスの規模、コンテンツを利用不可能にするための既存の手段や将来利用できる可能性のある手段の状況、そのための費用等が考慮される。デジタル著作権指令前文(66)

¹² 特定の集計期間内にウェブサイトを訪れたユーザ数であり、この期間内に同じユーザが複数回ウェブサイトを訪問しても、「1人」とカウントされる。